

# 子ども支援員 活動の手引き

(第2版)

平成25年7月

神奈川県生活援護課

子ども支援員業務連絡会

## 手引きについて

県は平成22年4月から、子ども健全育成プログラム策定推進モデル事業を実施し、生活保護受給世帯における子どもが健全に育成される環境づくりに向けて、生活保護を所管するすべての郡部福祉事務所に、子どもや親に直接的・継続的に関わる「生活保護・子ども支援員」を配置しました。

「生活保護・子ども支援員」は、さまざまな課題を持つ子どもや親（養育者）に対して、試行錯誤をしながらケースワーカーとの協働の中で個別支援業務を行ない、具体的実践のためのノウハウを蓄積してきました。今回これまでの業務を振り返るとともに、今後、子ども支援員が支援業務を行う上で活用できるよう、支援活動の手引きをまとめました。

なお日誌や記録の様式類を含め、この手引きで紹介する事業は、これまでの活動の中から、業務内容が効率的かつ効果的に行なえるよう検討してきたものです。平成24年4月に第1版を作成し、支援活動に合わせて、より実践で活用しやすく改良したいと考えこの度、第2版を作成したものです。今後も、継続して改良を重ねていきたいと考えています。



### ※ 「生活保護・子ども支援員」の名称

「生活保護・子ども支援員」は、福祉事務所に配置され、生活保護受給世帯の子どもや親（養育者）に対し、ケースワーカーと連携し、専門的支援を行なう者。この手引きの中では、以下、「子ども支援員」と表記する。

## I 子ども支援員とは

### 1 子ども支援員とは

#### (1) 業務内容

子ども支援員は、ケースワーカーの業務となっている世帯の自立支援について、子どもの健全育成の視点から携わる役割をもつ。直接的・継続的に家庭訪問や来所相談等により支援を行うとともに、組織的な支援が可能となるよう、その知見を生かした「子どもの健全育成プログラム」の策定・運用及び改善を担う。

具体的な支援内容については、例えば次のようなものが考えられる。

ア	日常生活支援	(子どもや親(養育者)が日常的な生活習慣を身につけるための支援)
イ	養育支援	(引きこもりや不登校、育児不安に関する支援)
ウ	教育支援	(子どもの進学や進路等に関する支援)
エ	就業支援	(高校生や中途退学者に対する就労支援)
オ	その他	(上記以外の子どもの健全育成に関する支援)

なお、生活保護法第1条において、最低生活の保障とともに、自立の助長が制度の目的となっているため、生活保護のケースワーカーは最低生活の保障の給付決定を行うとともに、当該世帯全体の自立助長に向けた相談及び助言を行っている。

子ども支援員は、ケースワーカーの本来業務から、子どもに係る部分を切り分けるのではなく、二重に、重層的に関わることになる。

また、支援にあたっては、関係機関(町村児童・母子福祉及び母子保健担当課、学校、保育所、児童相談所、民生・児童委員協議会等)と連携を図ることが重要であり、このような関係機関を訪問して支援の協議を行う必要がある。

#### (2) 期待される役割

生活保護受給世帯の全ての子どもを支援対象とし、子ども一人ひとりの状況を把握し、子どもの健全育成の視点から課題の分析・整理(アセスメント)を行う。アセスメントの結果、支援を必要とする課題がある場合は、ケースワーカー、関係機関等と連携・協働しながら支援を行う。

なお、アセスメントの結果、現状においては(積極的な)支援を必要としないと判断された場合でも、状況把握を目的に定期的(年に1回でも)に家庭訪問を行うなどして世帯を見守り、問題の早期発見、早期支援に努める。

また、子どもや親(養育者)との継続した関わりにより信頼関係を築いた上で、受容的に関わり、ストレングスの視点(※)を基本に支援することが求められるとともに、子どもの5年、10年先の将来を見据えた支援を心がけることが大切である。

## 子ども支援の進め方の基本

- ① 世帯（親、子ども）への個別支援を基本とする。
- ② アセスメントを行い、課題を整理して方針を立て支援を行う。
- ③ 早期発見・早期支援の視点をもつ。  
→特に課題がない場合でも定期的な家庭訪問等で予防的に関わる。
- ④ ストレングスの視点を用いて支援を行う。
- ⑤ 関係機関・施設等と連携して支援を行う。
- ⑥ 情報提供・情報発信の機能をもつ。

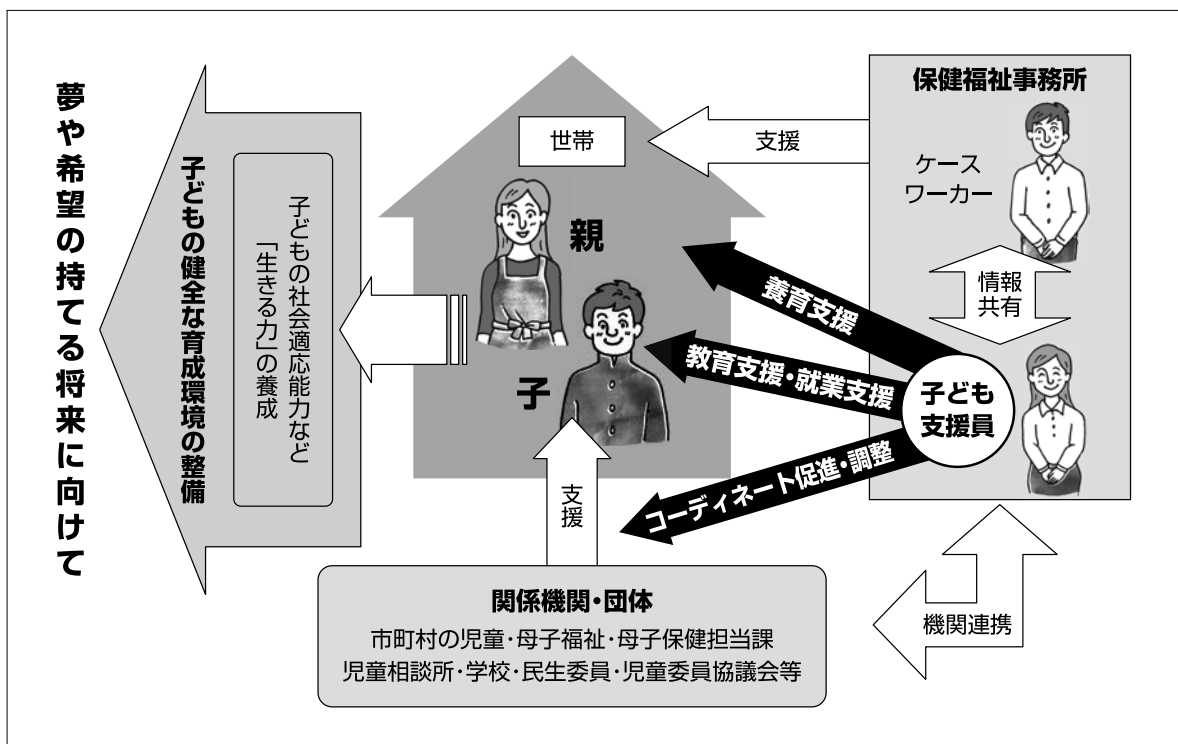
子ども支援員の業務は、現状においては個別支援が中心となっているが、地域における役割として、子どもが健全に育成される環境を整備するために地域の社会資源の把握、発掘が必要となる。

また、学校、保育所、児童相談所、民生・児童委員協議会などの関係機関等と「顔の見える関係づくり」を心がけ、情報交換、ケースカンファレンスなどを通し、それぞれの機能や役割について共通理解を深め、地域における支援体制を構築する役割も担えるようにしたい。

## ※ストレングスの視点

ストレングスの視点とは、子どもや親（養育者）の持つ強さや、良いところ、できていることなど、「その人自身が持つ力」に着目している視点のことを指す。（『生活保護 自立支援の手引き』生活保護自立支援の手引き編集委員会、2008、中央法規より）

## (3) ケースワーカーと子ども支援員の役割イメージ図



## 2 子ども支援員配置に至る経緯

### (1) 背景

未曾有の経済不況により貧困世帯の増加、とりわけ世代の格差が子ども世代に引き継がれる「子どもの貧困」が大きな社会問題となっており、生活保護制度においても生活保護が二世帯以上にわたり続く状況が問題として挙げられている。

こうした対応として、国では、学習支援費が創設されているが（平成21年7月）、「子どもの貧困」を防止するためには、経済的給付だけではなく、子どもの健全育成に向けた子どもと親（養育者）への積極的かつ組織的な支援が求められており、平成21年度補正予算において、「子どもの健全育成支援事業」が予算化され、①子どもやその親が日常生活習慣を身につけるための支援、②子どもの進学に関する支援、③引きこもりや不登校の子どもに関する支援などを内容とする新規事業が創設された。

本県においても、同事業を活用し、平成22年度神奈川県の新規事業として「子どもの健全育成プログラム策定推進モデル事業」を実施することとした。

#### <目的>

生活保護受給世帯の子どもが健全に育成される環境を整備するため、県所管の福祉事務所に、子どもや親（養育者）に直接的・継続的に関わる子ども支援員を配置するとともに、子どもの成長や抱える課題に即し、福祉事務所が関係機関と連携・協働し、組織的に支援するための「子どもの健全育成プログラム」を策定・実施する。

なお、事業実施にあたっては、子ども一人ひとりの主体性や意欲の形成を大事にし、きめ細かな支援を行うことで、子どもが夢や希望を持ち、将来の担い手となるよう、子ども自身の「生きる力」が育まれることを目指すものである。

### (2) 子ども支援員の配置

生活保護受給世帯においては、精神疾患、DV被害者、多重債務、相談相手の不在や地域からの孤立等の多様で複雑な問題を抱える例もあり、日々のケースワークにおいて丁寧な支援が求められる。

子どもを有する世帯では、こうした家庭の状況により、十分な養育や教育が受けられないことで、不登校、引きこもり、学業不振、非行、被虐待等の問題に発展することがないよう、福祉事務所のケースワーカーは世帯員の子どもに対しても丁寧な支援が求められる。しかし、ケースワーカーによる定期的な訪問だけでは、子どもやその親（養育者）に対する支援や子ども一人ひとりの状況把握とそこに着目した支援を行うのは難しい現状がある。

そこで、本県ではケースワーカーの本来業務に関わる部分を「質的に補強」し、生活保護受給世帯の子どもが健全に育成される環境の整備を行なうことを目的に、子どもの教育や児童福祉に関する専門知識や経験を有する人材を「子ども支援員」として、生活保護を所管するすべての郡部福祉事務所に配置することとした。

### (3) 子ども支援員の配置効果

これまで生活保護のケースワーカーによる支援は、世帯主を中心として大人を対象としてきた。子どもに視点をあてて関わる子ども支援員を福祉事務所に配置したことで、組織としても「子ども」に対して目を向け、子ども一人ひとりを「支援対象者」として意識するようになりつつあることは、今後子ども支援を展開していく上で大きな効果といえる。

また、個別の支援についても、養育支援、教育支援を中心に、必要に応じて関係機関と連携の上、きめ細かな支援を展開し、次の「＜支援内容別の主な支援例と成果＞」のように少しずつ成果となりつつある。

#### ＜支援内容別の主な支援例と成果＞

##### 日常生活支援

～子どもや親（養育者）が日常生活習慣を身につけるための支援～

主 な 支 援 例	成 果
小学生のいる世帯に夏休みに集中して訪問し、宿題を一緒に行った。	長期休み中の生活リズムの安定が図られた。
日本語を母国語としない外国籍の親に対し、児童扶養手当の申請や学校関係の手続きを手伝った。	外国籍の親が、スムーズに事務手続きを進めることができた。
学校を休みがちな中学生女子と家庭外で隔週会うようにしている。	学校のこと、将来の夢、家の中で困っていることを話せるような関係を形成しつつある。

##### 養育支援

～引きこもりや不登校、育児不安、養育上の課題に関する支援～

主 な 支 援 例	成 果
発達の遅れがある子どもの療育に対して消極的だった母と障害児通園施設の同行訪問を実施した。	子どもの療育に関して母が向き合うきっかけとなった。
発達に遅れのある子どもの発達状態を両親に丁寧に伝えた。	休みがちだった保育園への登園が確実になり、小学校就学時の特別支援学級利用の検討が図られた。

対物破損等の行動のある中学生男子の母からの相談に応じケースワーカーと同行訪問を継続実施した。	子育てに不安を持つ母は、話を聞いてくれるだけでありがたいと心理的支えとなった。
子ども数多く精神障害のある親と高齢の老親による養育など、支援を必要とするが、関わりを拒絶している世帯に対し、ケースワーカーとの同行訪問を粘り強く継続して行った。	老親から、子ども支援員に相談したいと連絡があり、関わりの糸口が開けた。

### 教育支援

～子どもの進路・進学、学習習慣がない、集団不適應、学習の遅れなどが見られる子どもに対する支援～

主 な 支 援 例	成 果
日本語を母国語としない外国籍中学生を週1回、保健福祉事務所に来所させ、勉強をみながら、定時制高校の説明会に同行するなどの支援を行った。	言語の壁により、あいまいだった高校進学に対する知識を得て、進学意欲が育ってきた。
中学生不登校児に母子同席で、月1回程度、支持的面接を継続して実施した。	母子共に徐々に支援員との信頼関係が生まれ、登校日数が増えてきた。
親子ともに高校進学への動機付けの低い世帯に対し、学校の三者面談や学校説明会に付添った。	進学への意欲が喚起された。
年度後半になって、進学困難と相談のあった親子に対して、子どもの意向や学校の意見を聞き、学校と連携を深める支援を行った。	進路決定の過程を支援することができた。
進路支援を通して、学費のことや世帯の生活状況、経済状況を子どもにもわかりやすく伝えた。	生活保護制度への理解を深めるきっかけとなった。(子どもは保護制度を理解することで経済感覚も育った。)

### 就業支援

～高校生や中途退学者に対する就労支援、資格取得を希望している等の子どもに対する支援～

主 な 支 援 例	成 果
定時制卒業を控えた高校生に対して、1年前から就職の意識づけを行い、就労支援員と母子自立支援員につなぎ、役割分担を明確にして、ハローワークの同行や高校と連携しながら支援を行った。	正社員として採用された。

### その他の支援

～上記区分以外の子どもの健全育成に関する支援～

主 な 支 援 例	成 果
子どもの居場所づくりを目的としたグループワーク参加への支援を行った。	遠方からの参加が得られている。

#### (4) 業務連絡会について

平成22年度は毎月、平成23年度は7回、業務連絡会を開催し、効率的に業務を遂行するための様式類（支援員活動日誌、支援状況記録票、ケース会議提出票、支援課題整理票等）の検討・作成、お互いの事例を共有・検討することにより、支援のスキルアップをはかるための事例研究を行った。

また、子ども支援員が一年間に取り組んだ個別支援から、支援員の役割、支援の姿勢などを主観的な視点から手引きとしてまとめる作業を行った。

子ども支援員同士が定期的に集まり、さまざまな事例を共有し、具体的な支援実践に関わる情報を共有する機会は、支援の専門性を高める上で非常に効果的である。



## Ⅱ 子ども支援員の活動・方法

### (1) 子どもへの支援

子どもの状況や成長を阻む原因を把握し、子どもの能力、子どもの視点に立った支援を継続的に行うことで、予防的な関わりが出来る。子どもに備わる成長する力を信じ、人生の目標を持てるよう寄り添い、見守り、発達段階に応じた支援を行う。

以下に示した、発達段階に応じた支援のポイントを確認し支援方針を立てる。これらの確認と経過の過程を支援として位置付け、信頼関係を築きながら丁寧に支援を行うことが重要である。

#### ① 乳幼児期から小学校低学年

0～1 歳頃は、親との1対1の触れ合いにより人間形成の基礎となる基本的な信頼関係を形成する。1～6歳頃は、親との愛着関係を通して、少しずつ親と離れられるようになり、活動範囲も家族だけの世界から外へと広がる。3歳頃には親が指示した事に対して強い抵抗を示す第一反抗期が起こり、自分の主張や要求を頑固に通そうとする。

5～6歳頃には自分の達成したことと他者が達成したことを比較することで競争心が芽生える。この幼児期に経験する集団生活は、子どもの社会性の発達に重要な影響を与え、子どもが親から離れて行く練習期にあたる。

- ア 乳幼児について、予防接種、健康診査、歯科検診などの受診状況を確認する。身長、体重から発育状態に問題がないか確認する。
- イ 日常生活の支援が重点となるため、身体の発達と動き、顔色、偏食などの健康面、身だしなみ、服装などの衛生面、家の中などの整理整頓、就寝時間、1日のリズム等の生活環境面などを観察し、日常的な生活習慣を身につけられるよう支援をする。
- ウ 保護者の子育て不安や悩みを受け止め、家庭状況を把握し、適切な集団生活に子どもをつなげられるよう心がける。

#### ② 小学生

小学生の時期は、社会性、自立性が発達し、また生活の場も広がり、様々な欲求や能力も著しく発達する。そのため色々な事に興味を示し刺激され、生活リズムが乱れやすくなるため、早寝早起き、ゲームやテレビなど遊びに使う時間帯を守り、自己抑制力を育てていくような配慮が必要となる。

- ア 起床、食事、就寝の生活リズムをポイントとし、学習、遊び、運動、休みのバランスをうまくとりつつ、健全な育成環境を整え、定着出来るよう支援を行う。

- イ 子どもに直接会うことにより、子どもの興味や関心を引き出し、子ども自身が本来持っている力を引き出せるよう心がける。
- ウ 学習習慣がない子どもや学力が不振な子どもへの学習の習慣づけ、支援の方策を工夫する。
- エ 安定した学校生活が送られているかを確認、クラス内、先生、友人達との集団適応能力を把握する。
- オ 親子関係を観察し、子どもと親（養育者）それぞれの立場を理解し寄り添う。
- カ 自己表現の第一歩であるあいさつがきちんと出来るよう、人前での不快な振る舞い、乱暴な言葉使いなどに気を付け、マナーや礼儀を身につけられるよう支援を行う。

### ③ 中学生

中学生は身体も心も著しく成長していく中で、多くのことを学び、経験していく大切な時期である。その中で第二次性徴が始まり、男性的、女性的な体つきが目立ち始め、この変化が心に動揺を与え不安を引き起こす場合がある。友人との人間関係は、一層親密度を増し、自己を形成していく上でとても重要である。

一方で、親とは距離を置いて秘密を持ち始め、親から心理的に独立しようという心理的離乳を起こす。第二次反抗期の時期でもあり、周囲の大人や権威に対しても、拒否的、反抗的態度を示す。また、自己愛が高まる時期でもあるので、何でも出来るような万能感に陥ったり、逆に自己を卑下したり等、自分の心の中の考えがどれだけ現実の世界と一致しているかを照合する力（現実検討力）が低下することがある。

- ア 子どもの目線に立ち、敏感な思春期の身体と心の変化に対応した支援を行う。
- イ 進路については「高校進学等支援プログラム」などを活用し、進学や就業の方向付けを子どもや親（養育者）と一緒に考える。
- ウ 子どもへの1対1の直接的支援を行う際には、世帯の背景を慎重に把握した上で対応する。
- エ 「べつに・・・」「フツー（ふつう）」などの表現方法は、思春期特有の表現方法として受け止める。

### ④ 高校生

この時期は、急速に身体と心が発達し不安や動揺が激しくなる時期で、大人になるための大切な準備期間である。人間関係においては、友人との交流が生活の大部分を占めるが、反面、自己の内的世界に目が向いたりもする。集団と個の間を揺れながら自己を確立しようとする。

- ア 「高校生支援プログラム」などを活用し、高校を中途退学しないよう、関係

機関と連携・協働し、学校生活の定着と卒業、その後の進路支援と自立につなげる。

- イ 迷い悩む敏感な時期のため、世帯の背景を把握し、子どもと親（養育者）それぞれと適切な距離を保ちながら、慎重に支援を行う。
- ウ 複雑な家庭環境の中で育つ子どもが、将来をあきらめることがないよう、子どもに寄り添い応援するよう心がける。

（参考：「望ましい人間関係を育む指導の在り方～教育相談の考え方や技法を生かして～」平成19年3月長崎県教育センター）

## （２） 世帯への働きかけ

生活保護を受給する子どもを有する世帯はひとり親家庭が多く、特に母子家庭の占める割合が高い。その他、親以外が養育者となっている家庭もある。いずれも親族や近隣とのつながりが薄いことが少なくなく、社会から孤立しやすいことが特徴である。

親（養育者）自身が恵まれない環境に育ち、自己肯定感を持てなかったり、病気や障害などの理由で養育困難を感じている場合もある。

世帯の中の子どもの存在位置に視点を置き、ケースワーカーと協力しながら、よりよい関係を作っていくよう心掛ける。

### ① 親（養育者）に対する支援

親（養育者）の養育上の不安を聞き、継続した関わりの中で親子関係の中で起きている不安要素を把握し、不安の解消を図っていく。

- ア 子育ての大変さや悩みなどに寄り添い、支持する。
- イ がんばったことやできたことを評価し、良いところを伸ばして力を発揮できるよう自己肯定感を育む。
- ウ 母子家庭、父子家庭の陥りやすい問題や課題を捉え、発達段階、発達課題に応じた対処を助言する。  
（例：思春期女子のいる父子家庭に養育のアドバイスを行う）
- エ 親（養育者）の問題意識が足りず、支援を必要とっていない場合や、支援に対して拒否的な場合も、継続した関わりの中でその必要性を伝えていく。

### ② 生活環境、生活習慣の把握と改善

生活環境と生活習慣を整え、問題の解決や予防につなげる。

- ア 子どもの生活環境と生活習慣を把握し、支援課題を整理する。
- イ 次のようなことを視点に入れながら、親（養育者）にその大切さを伝え、改善を目指す。

- 日常生活支援  
生活リズム、登園状況、整理整頓、食生活など
- 養育支援  
健康、発達、育児放棄・拒否など
- 教育支援  
就学状況、学習環境、学習習慣など

### ③ 社会への窓口となる

情報が不足している世帯に子ども支援員が必要な情報を提供し、適切に利用できるよう支援を行う。必要に応じて関係機関へのつなぎ役となる。

### ④ 親（養育者）・学校以外の新たな大人の存在

親（養育者）以外にも子どものことを考えてくれる大人が存在することで、子どもが安心して元気になれる。世帯に新たな風を入れ、変化をつくり出す役割をもつ。

### ⑤ 予防的関わり

現在、問題と思われることが起きていない子どもに対して、子ども支援員が定期的に訪問し、子どもや世帯の様子を把握し継続して関わることで、将来想定される問題を予防する。

### ⑥ 外国につながる世帯への支援

外国につながる世帯には、言葉や習慣、宗教などの違いに対して特別な支援が必要となる場合がある。地域によって社会資源や関係機関へのつなぎ方もさまざまなである。

世帯へうまく情報が伝わらないことや、外国人ネットワークなどによる情報の偏りが起こることもある。

- ア 生活実態の把握
- イ 必要な情報提供や個別支援（通訳、日本語教育相談等）

## （3） 福祉事務所内での役割

子ども支援員は、ケースワーカーを中心とした所内の支援専門スタッフと情報共有しながら役割を分担し、協働しながら支援を展開する。関係者との連携により支援の選択肢を広げ、より充実した支援を行えるように努める。

また、タイムリーに適切な支援が行われるように、関係者との連絡調整役となる。

### ① ケースワーカーとの連携

- ア ケースワーカーが行っている世帯に対する支援だけではなく、ケースワーカーを中心としたコーディネートのもとで、子どもの健全育成のための環境づ

くりに視点を置き、ケースワーカーの支援を補強する。

- イ 子どもの視点から課題を捉え、代弁者の立場から支持的共感的アプローチを行い、ケースワーカーとの視点の違いを埋める。
- ウ ケースワーカーと役割分担したうえで、同行支援、または単独で支援を行う。子どもと親（養育者）それぞれの個別支援など、世帯の状況に合わせた支援を行う。
- エ 定期的な訪問や電話連絡の内容など、ケースワーカーと情報を共有し、常に共通の認識を持つよう連携を密にする。  
また、必要に応じて世帯や関係者との連絡調整役となる。

## ② 就労支援員との連携

- ア 子どもの自立のため、将来を見据えた進路選択において、学校の進路指導とも連携し、子どもに適した就労や進路先について、就労支援員を含めて検討する。
- イ 進路スケジュールに合わせて、就労意欲等のモチベーションを高め、必要な時期に適切な能力活用支援が行えるよう、「高校生支援プログラム」「高校進学等支援プログラム」を活用する。
- ウ 中途退学などの課題が生じた場合には、すみやかに対処できるよう世帯の情報を就労支援員と共有し、子どもの学習意欲や通学の状況を把握しておく。

## ③ 母子自立支援員・女性相談員との連携

母子家庭特有の課題や変化を捉え、母子（寡婦）福祉に関する情報を提供し、相互の情報を共有し、役割分担をする。母自身の課題、子ども自身の課題を見極め、自立に必要な支援を探る。

## ④ 保健師との連携

子どもと親（養育者）の身体と心の相談に応じられるよう、専門的知識を持つ保健師と連携し、的確な支援や助言を受けられるようにする。

- ア 子どもの身体の発育
- イ 子どもの心の発達
- ウ 子どもの栄養状態
- エ 子どもの歯科に関する相談
- オ 保護者の健康相談全般

## ⑤ 精神保健担当との連携

不登校や引きこもり、その他さまざまな障害を抱えた人々に対する、社会復帰、社会参加に必要な支援についての専門的助言を受けられるようにする。抱える生活問題や社会問題の解決のため、その人らしいライフスタイルの獲得を目指す。

#### ⑥ 嘱託医との連携

ケースワーカーと共に、必要に応じて生活保護法に基づく医学的助言（精神・一般）を受け、支援に生かす。

#### ⑦ 家庭児童相談室との連携

家庭児童相談室に寄せられた相談（児童福祉、児童虐待防止の関する児童相談）のうち、生活保護受給世帯の子どもや親（養育者）に関する情報を共有する。要保護児童対策協議会や町村支援に関することも含め、ケースワーカーと相談して役割分担をし、協働しながら支援を行う。

### （４） 地域社会への働きかけ

子どもは自身の力で育つとともに、家庭で育てられ、地域によっても育てられる。地域社会は子どもが将来、地域社会を担う健全な一構成員となるよう育成する責任と義務を負っている。子どもの育ちと地域社会は密接な関係にあり、子ども支援活動は地域社会との連帯を求められる。

ここでいう地域社会とは、基本的には町村単位を表す。

#### ① 地域のさまざまな社会資源を発掘、把握する。

公的な社会資源からボランティアな社会資源まで、地域にはさまざまな社会資源がある。地域にどのような社会資源があるか調査をして、有効な支援につながるよう把握する。

#### ② 社会資源についての情報提供

情報の中身を吟味し、社会資源について最新の適切な情報を子どもや親（養育者）に提供する。社会資源の活用が必要と考えられる世帯であっても、自ら活用することが困難な場合、ニーズに合った社会資源につながるよう働きかけを行っていく。

#### ③ 子どもや親（養育者）の代弁者としての役割

基本的には子どもや親（養育者）が必要とすることを関係機関に意思表示するが、その力が不十分な場合、子どもや親（養育者）の了解のもとに代弁する。あるいは子どもの最善の利益として代弁する役割をもつ。

#### ア 子ども支援関係者（以下関係者）との交流・情報交換

子ども支援に関わる関係機関（町村、保育所、学校、教育委員会、児相、民生児童委員等）と情報交換を行い、子どもの「つまづき」の早期発見など、早期対応につながるよう心がける。

#### イ 関係者の協働・連携の働きかけ

子ども支援について複数の機関が関わっている場合、関係者と話し合い役割分担をして支援の方向に差異が生じないように、必要に応じて連絡調整役となり、より良い支援につながるよう働きかける。

### (5) 専門的相談の役割

子ども支援員は、子どもの教育や児童福祉に関する専門知識や経験を活かし、子どもを有する世帯の支援においてケースワーカーの業務の補強的位置づけとして、生活保護受給世帯の子どもが健全に育成される環境を整え、世帯に活力を見出す役割をもつ。

#### ① 健全育成の観点から子どもに関するアセスメントを行なう。

子どもを有する世帯に対しては、ケースワーカーからの情報により世帯の概要を把握し、課題を整理する。具体的には

ア 子ども、親（養育者）との個別面接によるアセスメント

イ 学校、保育園など所属機関からの情報によるアセスメント

ウ 町関係部署、児童相談所、検査機関等の診断や検査等の情報によるアセスメント

#### ② 継続的な関わりによる障害の有無の早期発見、子どもをめぐる自立阻害要因などを把握する。

子どもの育てにくさの訴えには、親（養育者）の対応だけではなく子どもの発達の偏りが原因となっていることがある。継続的に関わり、相互の関係を見極めることで障害の有無などの早期発見につながる。親（養育者）自身が健康上等の課題を抱えている場合も、養育の見守りを行ない、その状況を把握していくことで養育環境上の変化に即して予防的対応が可能となる。

#### ③ 早期発見から必要な専門機関等へつなぐ。

関係機関との調整を行ない、子どもや親（養育者）が主体的に関係機関を利用できるまで支える。例えば、子どもに発達の偏りがあるが親（養育者）は理解していない場合など、児童相談所や保健所の発達相談につなぐために一定の時間をかける必要がある。場合によっては関係機関につながるまでの間、子どもや親（養育者）との関係を大事にし、関係機関に相談しながら子ども支援員が直接支援を行なうことも生じる。

#### ④ フォローをする。

子どもの発達支援の専門機関（保育所、幼稚園、通園施設、児童相談所、保健所、保健センター）につながる事が出来ても、支援課題の状況により、家庭への継続

的な支援が必要な場合、関係機関同士で話し合い、役割を明確にした上で、アフターフォローを行う。

⑤ ストレングスを高め、自己決定を尊重し自身の力で解決できるようにする。

子どもや親（養育者）への直接的・継続的関わりにより信頼関係を築き、受容的な関わりで安心感を与え、不安やストレスを解消する。出来ないことを叱責したり指導したりせず、出来たことを誉め、ストレングスを探し、高めることを念頭に支援を行う。

子ども自身には、不応症症状や明確な課題が認められないが、ネグレクト等親子関係や家庭の衛生面、養育不安等の課題が予測されるケースに対応するには、特にこの点を意識して支援していくと効果的である。

⑥ 日頃から子どもに関する情報を収集し、研修の機会を持ち、子ども支援員間や所内で事例検討を行ない研鑽に励む。





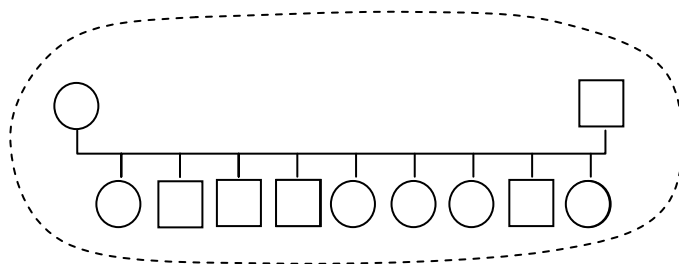
### Ⅲ 事例

#### 事例1 子育て全般にわたる総合的な支援の例

～多子世帯への養育支援を中心とした関わり～

##### 世帯の状況

(1) 世帯構成：父 母 子ども9人（中学生1人、小学生4人、保育園児3人、1歳）



(2) 子ども支援員のかかわりの開始：H22年 春

(3) 関係機関：保育所、小学校、特別支援学級、町福祉課、保健センター、児童相談所、教育委員会

(4) 世帯援助方針（開始時）

- ①社会資源を活用して、子の養育支援と妻の就労につながる道筋をつくる。
- ②中3長女の進路策定。不登校に対して学校、児童相談所と連携して支援。
- ③代理納付の活用による計画的な家計管理。

#### アセスメントおよびケース検討による支援課題の分析

- ① 両親に三男の発達の遅れの認識が無い  
⇒ 三男の就学前教育相談をすすめて特別支援学級の入級を検討。
- ② 町保健師の保健指導を受けているが日常的な実行力に課題  
⇒ 保育所在籍児の頭しらみをなくし、発達を促すために登園の再開を急ぐ。
- ③ 家計管理等を原因として父母の間で互いを責めている  
⇒ 母の養育負担をねぎらい支える。  
⇒ 家計管理の実態を把握し、計画的な家計管理の仕方を支援。  
(ケースワーカー担当)  
⇒ 父親の子育てへの関わり方を支援（ケースワーカー担当）。  
父親も子どもの発達状態を理解するため、児童相談所の面接機会を設定。

##### 長期的支援方針

子どもたちの発達の状態を見守り、子どもの状態にあった支援を行う。  
長女の中学卒業後の進路選択への支援を行う。

## 子ども支援員の具体的関わりと経過

- 家庭訪問で母と面接。父と信頼関係を回復し、共同で家計管理を行えるよう話し合った。
- 父が仕事を休み収入が減ったのは、母の流産入院によるものであることに理解を示した上で、子どもたちの保育所の登園で食費の負担が軽減すること、登園が続けば母が短時間でも就労できる見通しがあることを助言。
- 頭しらみの発生により登園停止となっているため、長女へも妹・弟の保育園登園が再開できるようにシャンプーなど入浴の手伝いの協力を求めた。
- 三男の就学前の教育相談を勧め、教育委員会指導主事と連携し、具体的に教育相談の実行を段取り。特別支援学級に在籍する次男の様子を担当から保護者に伝え特別支援学級の内容を理解してもらった。次男の療育手帳の再判定に合わせて、子どもたちの発達検査の実施を設定した。

### ポイント

可能な限り家族成員を巻き込んだ支援。

### ポイント

養育不安や負担感、世帯の個別的な状況を受け止めた上で、困り感に応じた助言が効果的。

### ポイント

生活環境の具体的な改善は効果が目に見える。

### ポイント

他機関への相談は必要に応じて段取りも支援。

### ポイント

世帯全体の状況をアセスメントしてケースワーカーと連携することが効果的。

## 今後の支援方針

- ① 生活状態の把握で、不適切な養育状況については予防的関わりを継続する。
- ② 五男の保育所入園により、母の負担軽減（町は了解済み）。
- ③ 学齡児の学習の遅れを把握し、学校内での支援を受けることが出来るよう調整する。
- ④ 子どもの所属する機関と連携し発達の見守りをし、定期的な発達検査を行う。

## 担当ケースワーカーの所感

家計管理上の課題があり、父親に家計管理を集約した経過があった世帯。ケースワーカーは経済的な管理や自立支援の視点から関わらざるを得ないが、子ども支援員が子どもの発達や養育支援に関わることで、母もお金の問題にとらわれず子どもの養育に集中できるメリットがあった。子どもの養育への支援は、結果的に世帯の経済的安定にも貢献した。

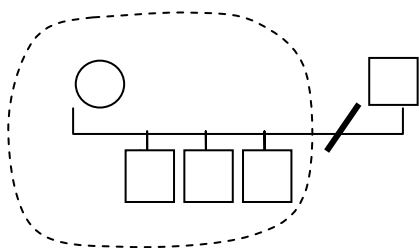
ケースワーカーと子ども支援員が連携した関わりが効果的だった。

## 子どもの進学や進路選択への支援の例

### 事例2 「高校生の進路相談を中心とした関わり」

#### 世帯の状況

(1) 世帯構成 母子家庭（母、高校生、中学生）



(2) 子ども支援員の関わり開始 H22年 春

(3) 関係機関：母子自立支援員

(4) 世帯援助方針

### アセスメントおよびケース検討による支援課題の分析

- ① 母は養育力、家庭運営力もあり家族のまとまりも良い  
⇒ 家族の主体的な力を尊重する。
- ② 3人の子どもが、いずれも進路等を検討する時期にある。  
⇒ 生活保護制度によって利益が損なわれないよう、早い時期から情報提供していく。
- ③ 末子は重度の障害がある。  
⇒ 重度の障害のあることを踏まえたサポート。

## 子ども支援員の具体的関わりと経過

(高校3年Aさんの例)

- 子ども支援員の関わり及び進路支援について母の了解を得て関わりを開始。
- 定期的来所時や電話での近況伺いを通じ、子どもの状況を把握。母とのコミュニケーションに努めた。子ども自身とも進路相談について面接を実施。
- 子どもとの面接にあたっては、母からの進路希望についての事前情報により、ケースワーカーとともに専門学校の情報を調べ、母子自立支援員から貸付金制度等の情報を得て面接に臨んだ。
- 希望する職業が将来性について不透明で、かつ、学費も高額なため、ケースワーカーと協議し、他の専門職の提案も行った。母にも面接同席を依頼。

【1回目】夏 来所面接 (A、母)

- ・ ケースワーカーから進学について生活保護法上の取扱いを説明。
- ・ Aは既に学校での進路相談で専門学校進学について、担当教師の賛意を得ているという。Aの希望は支持しつつも、他の選択肢として、介護福祉士や看護師など貸付金返済免除などのメリットと合わせて紹介した。
- ・ Aは経済的事情により、一時進学をあきらめた時期もあった様子だった。

【2回目】春 家庭訪問 (A、母)

- ・ ケースワーカーとともにAの希望を支持し、実現の方法について話し合った。また、Aが希望の職業に思いを寄せた経緯などについて聞いた。
- ・ 資料を取り寄せ親子で検討しているが結論に至らないため、必要経費と奨学金、将来の想定収入と返済額など、具体的に積算し共に検討を実施。
- ・ リスクの少ない方法や今後のスケジュールなどを話し合った。
- ・ 2度目の面談で、A自身の人柄などに触れ、考えや態度をより深く理解できた。学校の担任には信頼感あり家庭の事情を打ち明けているとのこと。

### ポイント

中・高校生年齢においても支援については原則、親の了解を前提にすすめる。

### ポイント

可能な限り、子ども自身と面接し、本人の状況や意向を把握。

### ポイント

面接にあたっては貸付等提供できる情報を準備。

### ポイント

制度活用や就学資金確保等について具体情報を提供。

### ポイント

進路は、親や本人の意向、学校の指導方針を尊重。

### ポイント

負債額や収入の見通しを実際にシミュレーションしたり、手続きスケジュールを示すなどが効果的。

## 今後の支援方針

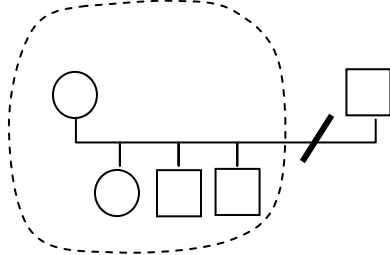
- ① 進学には多額の資金が必要であり、奨学金制度等も卒業後その負債を負うことなども説明し、よりよい選択が図られるよう支援していく。
- ② 本人が希望をもてるように担任との面談も含め、関係者と連携して支援していく。

## 子どもの障害等にかかる養育支援の例

### 事例3 「言葉の遅れの相談から始まった就学前の支援」

#### 世帯の状況

(1) 世帯構成 母（外国籍）、子ども3人



(2) 子ども支援員の関わり開始 平成22年 秋

(3) 関係機関 保育所、教育委員会、児童相談所、学校

(4) 世帯援助方針

- ①定期的に生活状況を確認し、在宅生活の継続を支援する。
- ②来春に、三男の保育所申し込み後、求職活動を支援する。
- ③二男の就学支援をすすめる。

### アセスメントおよびケース検討による支援課題の分析

- ① 母からケースワーカーに対し二男に言葉の遅れについて相談あり  
⇒ 母の日本語の理解不足や障害に関する知識・情報不足等から、母だけでは専門機関への相談やサービスなどの申請手続きは困難と判断し、子ども支援員が関わり支援を行う。
- ② 二男は、5月以降登園していない  
⇒ 二男の言葉の遅れには環境因（家の中で大半を過ごしている、家族以外との関わりがない）もあると考えられ、保育園登園の再開を支援する。

## 子ども支援員の具体的関わりと経過

(二男の就学前相談・発達検査)

- 母に対して発達検査などについて、丁寧に説明し、母の不安を解消。
- 母の了解のもとで教育委員会等と調整し、就学前相談・発達検査の実施を支援。児童相談所での検査に同行したところ、療育手帳B2判定だった。
- 児童相談所は特別支援学級就学をすすめるが、就学前相談で普通学級決定となっていたため、母と相談の上、入学後の状況により教育委員会に相談する形で調整。
- 母親とともに入学準備、療育手帳取得に向けた支援を実施。関係機関との連絡、調整を密に行いつつ支援を継続中。

### ポイント

母に支援の必要性を説明し、母と共にすすめる。

### ポイント

機関間の意向の相違により混乱しないよう調整。

### ポイント

子どもの可能性を引き出すよう環境改善を進める。

(二男の保育所への登園支援)

- 援助方針会議検討。言葉の遅れには環境因（ほとんど家の中で過ごす、家族以外との関わりがない）も考えられるため、保育所への登園再開を支援。
- 事前に保育所とカンファレンスを実施し、登園に向けての準備を形成。
- 子ども支援員が登園に同行し、半年ぶりに登園再開。当初、無表情で発語の少なかった二男は、関わりの中で言葉も増え表情も非常に豊かになる。

(長男の不登校傾向への対応)

- 長男の担任が教育委員会を通じて子ども支援員の関わりを知り、長男の不登校傾向について相談連絡あり。
- 家庭訪問等を通じて長男と関わりを持ったところ、学校でいじめられているとの訴えが引き出せた。
- 母及び長男の了解を得て、担任に連絡。その後は担任の働きかけで登校を再開。長男への関わりも継続。

### ポイント

日常の関わりが他の兄弟の課題の早期発見・把握に効果がある。

### ポイント

学校との調整は子どもや親（養育者）の同意を前提とする。

## 今後の支援方針

- ① 二男は、保育所で集団の体験を増やすため、同行や声かけ支援を継続。
- ② 小学校入学後は、学校生活定着の様子を見守りながら、関係機関と連携。
- ③ 二男の言葉の遅れをきっかけに世帯への支援を開始したが、外国籍の母子世帯であり、生活習慣など日常生活全般の支援を適宜継続。

## 担当ケースワーカーの所感

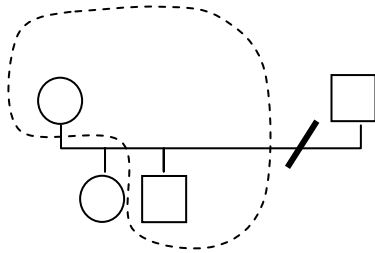
- 支援員が、母と関係機関の橋渡しをしたことで、二男を支えるネットワークができ、母、二男にも変化が見られた。
- 母親の言語的な課題等もあり、就学後も学校と連携し、見守りが必要。
- 必要に応じ、ケースワーカーと子ども支援員の役割を分担し支援していく。

## 虐待防止支援の例

### 事例4 「虐待連鎖につながる子どもへの不登校防止と教育支援を中心とした関わり」

#### 世帯の状況

(1) 世帯構成 母、子 (長女は世帯転出済)



(2) 子ども支援員の関わり開始 平成22年 春

(3) 関係機関

(4) 世帯援助方針

ケースワーカーから以下の「養育支援」について依頼あり。

- ① 母は養育に課題があるため、育児や生活のアドバイス等が必要。
- ② 長女に不登校歴あり。長男の不登校、引きこもり連鎖の未然防止。

### アセスメントおよびケース検討による支援課題の分析

- ① 母が幼少に受けた虐待経験から、虐待が連鎖し長女に向けられていた  
⇒ 長男に再発しないように養育支援をすすめていく。
- ② 長男は、不登校・ひきこもりの恐れ  
⇒ 不登校・ひきこもり癖がつかないように、長男の日常生活を把握していく。  
⇒ 長男の家庭での学習支援を実施していく。



## 子ども支援員の具体的関わりと経過

- 当初、母は人見知り強かったが、家庭訪問回数を重ねるたびに打ち解けるようになった。
  - 長男の学力を把握し、復習をメインにプリント（算・国）を持参、子ども支援員と一緒にいった。九九算一覧表を作成し、1日1回の音読をすすめ九九算の完全仕上げをスタート。
  - 徐々にプリントをきちんとこなすようになり、母も協力的に動くようになった。九九算もだいぶ暗唱が出来るようになり計算も早くなった。家の中が、初回訪問時よりだいぶ片付いてきた。母の生活にも意欲的な面がみられるようになった。
  - 長男から、学校に行きたくないとの言動がみられたが、家庭訪問の継続、学校との連携により不登校を防ぐことが出来た。計算ミスも少なくなり、音読も
- 上達し、学力も少しずつ上がった。
- 母の気持ちも落ち着いており、コミュニケーションも十分に取れるようになった。母子共々、子ども支援員の訪問を楽しみにしている様子。

### ポイント

親との信頼関係が先決。

### ポイント

学習支援は在宅でも可。

### ポイント

わかりやすい目標を設定することで意欲をひきだす。

### ポイント

子どもの変化は、親の生活にもよい影響を与える。

### ポイント

日常的な関わりが課題の早期発見、予防的対応に結びつく。

### ポイント

子育ての楽しさが母子関係を改善し虐待を未然に防止。

## 今後の支援方針

- ① 教育支援（学習の習慣づけ）。
- ② 不登校の防止（休み癖を改善、不登校の原因に留意）。
- ③ 母への心理的なサポート（育児の楽しさ、自立への意欲を持たせる）。

## 担当ケースワーカーの所感

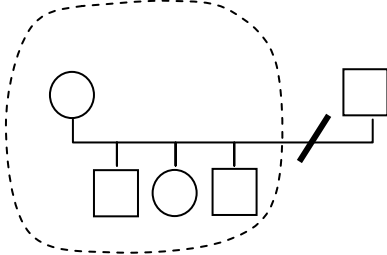
- 長男への支援を効果的に行うためには、長男との信頼関係はもちろんだが、母との信頼関係の構築が重要である。
- 母の行動を否定することは、母と子ども支援員の関係を悪化させ、結果として長男への支援に支障が生じる可能性があったが、子ども支援員は、母及び二女と良好な関係を構築している。
- ケースワーカーの訪問のみでは分からない家庭内状況などについても子ども支援員を通じて把握でき、今後も子ども支援員とケースワーカーが役割分担しながら支援課題を一つずつ解決していく。

## DV体験のある親の子育て支援の例

### 事例5 「外国につながる子どもの教育支援を中心とした関わり」

#### 世帯の状況

(1) 世帯構成 母（外国籍）、子ども3人



(2) 子ども支援員の関わり開始 平成22年 春

(3) 関係諸機関 中学校、高校、町、母子・女性相談員、就労支援員、民生委員、県教育委員会

(4) 世帯援助方針 (平成22年 夏検討)

- ① 母の稼働能力 収入増の可能性助言
- ② 中3長男の進路支援

### アセスメントおよびケース検討による支援課題の分析

- ① コミュニケーションはとれるが日本語理解(読み書き)が母子ともに困難  
⇒ 就労前訓練(日本語、日本の慣習、就労に対する基本姿勢)。
- ② 学習習慣、学習意欲が乏しく学業不振  
⇒ 基礎学習の遅れが自信を喪失させるため、学習支援が必要。
- ③ 進路決定と必要な手続きの支援  
⇒ 高校進学を選抜制度理解と学校との連携。
- ④ 本音を言わない  
⇒ ソーシャルスキルトレーニングなどによるストレス軽減。
- ⑤ 家庭内に男性1人、母の思春期の子への対応  
⇒ 母の思春期の子への対応を支援し、母の依存や理想の子育てとのギャップ等による軋轢を軽減。

## 子ども支援員の具体的関わりと経過

- 学校と連携をとり、三者面談や高校の学校説明会等に同行。生活保護制度や高校選抜制度説明をし、長男の学力、意向、展望を鑑みながら進路決定の支援を行った。
- 男性の就労支援員と連携し、面接の練習を行うなど家庭にない「父性」との接点を提供した。
- 入試書類手続きなど、中学、高校、県教育委員会に問い合わせながら付き添い支援。
- 定期来所面談では長男のストレス軽減のため傾聴に時間をかけた。
- 母は長男の思春期の特徴を理解できないところがあり、思いどおりにならない子育てから長男と軋轢が生じ、他の兄弟が顔をうかがうなどの影響もみられた。
- 母はDVの影響があり、反抗的態度に対し、うまく対応できない傾向があるため、親子の感情の違いにそれぞれ寄り添い、進路決定という課題を乗り越えられるよう支援をした。

**ポイント**  
親、本人、学校への理解が得られれば三者面談等への同行も効果的。

**ポイント**  
就労支援員等、所内の他の専門職を有効に活用。

**ポイント**  
男性職員が父性の役割を提供することも。

**ポイント**  
思春期等年代に特徴的な負担を支援。

**ポイント**  
他の兄弟への影響にも配慮を。

**ポイント**  
DV体験のある親の心理的葛藤に寄り添う。

## 今後の支援方針

- ① 高校生活の定着。
- ② 生活習慣の維持（生活リズムや食生活などが安定している家庭である）。
- ③ 基本的な日本の慣習や日本語の習得。
- ④ 母への心理的サポート（思春期対応、将来展望、依存姿勢）。

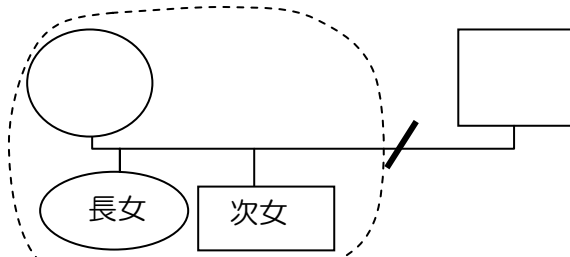


## 高校中退後の就労に向けた支援の例

### 事例6 「不登校により高校中退、その後就労するまでの関わり」

#### 世帯の状況

(1) 世帯構成 母、子ども2人（高校中退17歳1人、中学生1人）



(2) 子ども支援員の関わり開始 平成23年 春

(3) 関係諸機関 町子ども支援課、福祉支援課、小学校  
高校（定時制）、児童相談所、教育委員会、SSW

(4) 世帯援助方針

- ① 長女の就労前の社会参加準備として生活習慣の見直しを行い、社会生活能力を養えるよう支援し就労につなげる。
- ② 関係機関との連携を行い次女の不登校改善。

### アセスメントおよびケース検討による支援課題の分析

- ① 家の掃除が出来ず、家の中がゴミで埋もれている  
⇒清掃し家の中のゴミ出しをおこない生活ができる環境にする。  
衛生が保てるよう母子に指導をおこなう。
- ② 長女は留年の後、学業不振により完全不登校となり高校中退  
次女は、いじめによる登校しぶりが始まっている  
⇒関係機関が集まり課題整理を行い、それぞれの役割を確認し支援方針を考える。  
母に子どもの自立を促す力が弱い（養育力に課題）  
⇒母ができる事、出来ないことの整理を行う。

## 子ども支援員の具体的関わりと経過

- 長女は高校中退後、以前より無気力となり、居留守を装うなど、人と接することを拒みはじめたことから、ひきこもりを防ぐため、家庭訪問の際には必ずメッセージを残したり、長女の携帯（留守番電話）にメッセージを残すなど、会えなくても長女とつながりが途切れないようにした。
- 連絡がとれた際には、長女が話したいこと（興味関心事、愚痴など）を聞きながら、少しでも頑張れたこと、今現在頑張っていることを褒め続けた。
- 長女の関心事は異性関係や恋愛話であったため、相談にのりながら、将来設計のイメージがもてるような対話を心がけた。（恋愛、性教育、自立、就労、結婚、家庭、母、子ども、育児、夢）1年後には、長女の意識も変わり、定期的な来所が出来るようになった。
- 関係機関が集まり世帯の課題の整理を行った。長女には福祉事務所、次女には学校と町の教育相談員が主にアプローチを行うこととし母への対応はケースワーカーが主に担った。支援経過を報告し合い全ての関係機関が常に世帯状況を把握し、新たに課題が生じた際は、すぐカンファレンスを行い対応を考えていった。  
（アセスメントシート、支援エコマップシート使用）
- 子どもの自立を促す力が弱い母への対応は、今現在の就労（パート）を労い、同時に子ども達のよい変化を具体的に母に伝え、母子を褒め一緒に喜び合った。  
（長女は、よく笑うようになり否定的な言葉や考えが少なくなった。提案したことを面倒くさがらず、こなすようになってきた。母への感謝の言葉を口にするようになった。自信をつけるための努力をはじめた。次女は、登校出来るようになってきた。手を挙げて発言するようになった、など）
- 長女には「中学卒業後の社会生活支援プログラム」のツール5「社会生活能力・生活習慣チェックリスト」ツール6「ワークシート1, 2」ツール7「意思決定支援シート」を使用し、書き留めたものを一緒に見直し課題の整理を行った。

### ポイント

関心を寄せていることを示し、孤独感を感じさせない。

### ポイント

自己肯定感を高める。

### ポイント

将来のイメージを持つことで、目標をみやすくする。

### ポイント

共通認識と、それぞれの役割を整理し、見立てをたてる。

### ポイント

タイムリーな情報を常に得る事で、問題が発生した時に敏速な対応が行える。また、問題が大きくなる前に防ぐことができる。

### ポイント

子どものよい変化を、親に伝えることで、親としての自信を支える。

### ポイント

自分で書いたものを振り返り客観的にみることで、気づきが芽生える。

- 将来のイメージを自身で描けるように、長女の聞きたいこと興味あることについて話す時間を持ち、それにつながる情報や職業などの話をした。
- また履歴書の書き方や面接指導なども実際に行い体感してもらった。長女とのコミュニケーションの取り方を大切にし、自信をつけてもらうことを強く意識した。
- 数ヵ月後、知人の紹介で長女の就労が決まる。その後、順調にすすみ正社員となった。次女は登校しぶりが改善し、通学が定着した。母のパート就労もあり、生活保護廃止となった。

**ポイント**

本人の関心から、支援を行うことで、主体的に参加を引き出す。

**ポイント**

実践練習を行うことで緊張をほぐし、体感することで状況に慣れることができる。

**ポイント**

母と姉の頑張りは、妹にもよい影響を与える。

**今後の支援方針**

生活保護廃止のため支援は終了。

- ・廃止の際には不安をみせたが、数ヶ月経った今も母子協力し順調な生活ぶりをみせている。現在は、関係機関が見守りを続けている。

**担当ケースワーカーの所感**

- ・課題が多い世帯であり、支援は行き詰まりをみせていた。精神保健コンサルテーション\*にて、褒める支援を勧められ、子ども支援員と共に実践。長女は「やればできる子」と自己評価。母のことも「大好き」であることがわかる。母子分離も考えたが、長女の想いを受け止め、在宅継続の中で支援を組み立てた。
- ・長女に対しては、子ども支援員が粘り強く、褒め、認め、時には叱咤激励して関わったことで、一時的に始めていた不安定なアルバイトを辞め、きちんとした仕事に就き、定着している。  
また次女については、子ども支援員が学校教員等と密に情報交換することで、適宜、対応することができた。
- ・母に対しては、ケースワーカーが主に関わり、子ども支援員と分担して世帯に関わる事で、職員の負担感も減少し、効果的な支援が出来たと思う。

**参照**

- \*精神疾患、他、精神状態に課題がみられる方へ、専門家の助言を頂く協議のこと。保健予防課で行なわれている。

## Ⅳ 子ども支援員の活動のながれと事務処理

### 1 子ども支援員の活動のながれ

子ども支援員は、「子ども支援の進め方の基本（220ページ）」及び「子ども支援員支援イメージ図（248ページ）」に基づいて活動を行う。

### 2 事務処理

訪問や電話相談、カンファレンスなどで個別のかかわりがあった場合に、「子ども支援員支援状況記録」に記入して出来るだけ速やかに決裁を受ける。ケースワーカーと同行訪問をした場合も、子ども支援員の視点で記録して決裁を受ける。

状況把握を行い、アセスメントを実施し、支援方針を策定する。その場合、かかわりの頻度や内容を支援方針に盛り込むように計画を立てる。

子ども支援員の活動実績は、「子ども支援員活動記録」を記入し4半期ごとに県生活援護課に報告する。

### 3 記入要領

- (1) 「子ども支援員活動日誌」記入要領
- (2) 「子ども支援員支援状況記録票」記入要領
- (3) 「子ども支援員継続記録票」記入要領
- (4) ケースファイルの綴り方

### 4 様式

- (1) 子ども支援員活動日誌（様式1）
- (2) 子ども支援員支援状況記録票（様式2）
- (3) 子ども支援員継続記録票（様式3）
- (4) ケース会議提出票（様式4）

子ども支援員 支援イメージ図

保護開始から3ヶ月以内に有子世帯を訪問。ケースワーカーと同行することを原則とする

家庭訪問実施

家庭訪問出来ず

ケースワーカー、査察指導員などと協議・アセスメントを行う

活用プログラムの決定・CW または子ども支援員による家庭への提示

プログラム実施の同意を得る

同意得られず

査察指導員、ケースワーカー等と協議、支援方針の決定

課題あり

課題なし

本人や家庭と課題の共有

個別支援

見守り支援  
通常のケースワークによる支援  
CW より情報収集  
定期的な状況確認 など

支援の内容  
日常生活支援  
養育支援  
教育支援  
就業支援  
情報提供・収集  
状況把握  
その他 関連業務

支援方法・業務  
家庭訪問  
家庭訪問以外での面接  
来所面接  
電話相談  
カンファレンス  
関係者調整  
同行支援  
資料分析  
記録作成など

定期的な課題や支援状況の見直し  
アセスメントへ戻る

支援状況  
記録

子どもの育  
ち支援プロ  
グラムアセ  
スメントシ  
ートを活用

ケース会議  
提出票

記  
録  
・  
フ  
ァ  
イ  
ル  
作  
成

支援ごとに  
個別に支援  
状況記録を  
つづる



## (1)「子ども支援員活動日誌」記入要領

## 目的

- 日誌をつけることで、支援員の日々の活動の中身がわかり、支援員がどういう役割を持つか、どのような関わりをするのかを積み上げ、それを残し、支援員の業務の確立につなげる。
- 支援員の業務日誌とする。

## 内容

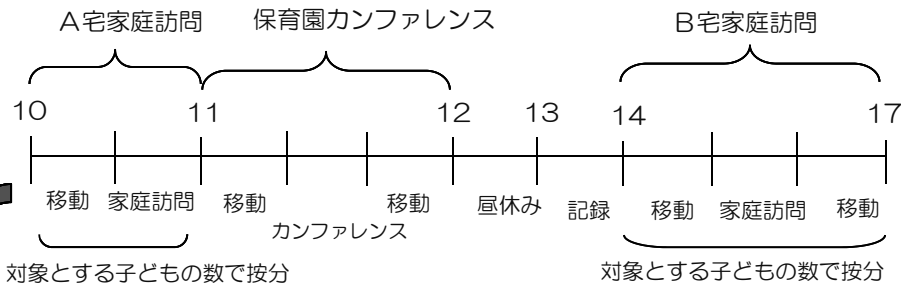
- 「月日」は活動した日
- 「氏名」は、個々の子どもの名前を記載（個別性のない項目は空欄にする）  
「氏名リスト」シートに名前を入れておくと、日誌の「氏名」欄で選べるようになります。
- 支援区分、方法の具体例

支援・業務区分	具体例
日常生活支援	子どもや親が日常的生活習慣を身につけるための支援 整理整頓、衛生面、生活リズム、通園・通学状況等
養育支援	育児・子育て不安、子どもの健康と発育・発達の課題、健診や医療未受診、衣食住の世話・医療的ケア等の不足または欠落等ネグレクトの危惧等に関する支援 親の養育や家庭環境に起因する不登校・引きこもり（どちらからとえば親に課題がある結果）
教育支援	進学や進路等に関する支援、学習支援 進路、不登校、学業不振、いじめ、学校生活の問題等 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景等に起因する不登校・引きこもり（どちらからとえば子どもが課題を抱えている場合）
就業支援	高校生や中卒・中途退学者に対する就労支援 高校生のアルバイト、資格取得等支援
その他支援	上記以外の支援
情報提供・収集、状況把握	
その他（関係形成）	初回の顔合わせ訪問
その他（関連業務）	

支援方法・業務	具体例
家庭訪問*	自宅や親族宅での面接
家庭以外での面接*	学校、役場、保育所等、関係機関での面接、学習支援
来所面接*	福祉事務所に来所して面接
電話相談*	日程調整、情報提供等簡単な事務連絡以外の電話相談
カンファレンス*	複数で個別ケースについて支援方法等の話をしたとき 要保護児童対策地域協議会のネットワーク会議への出席
関係者調整*	所内を含め、関係者との調整
同行支援*	児相の通所・ハローワーク・教育相談に同行、親の保育所見学付き添い等
資料分析	ケースファイル読み込み、関係資料分析等
記録	記録、ケースカンファレンス等の資料作成等
連絡会・研修	支援員連絡会議、課外研修等、 要保護児童対策地域協議会の実務担当者会議への出席
課内研修	事務処理や課内の会議等

### 時間の入力について

- 「支援方法・業務」は、要したおおよその時間を入力する（「時間」欄）。  
「開始」「終了」時間は入力しなくてもよい。
- 活動時間の記載について、移動時間も訪問等の一部とし、トータルで支援と考える。
- 同日に、一人の子どもに対し「支援・業務区分」が複数ある場合は、それぞれ選択し、それぞれに対応する「支援・業務方法」を選択する。氏名が複数段になっても構わない。
- 所要時間のカウントの仕方（例）



### <入力例>

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
1				子ども支援員活動日誌		平成23年4月～6月					
2											
3			日	月	氏名	支援・業務区分	支援方法・業務	開始	終了	時間	調
4	1	H23.1.1	A	UU	養育支援	家庭訪問	10:00	10:30	0:30		
5	2	H23.1.1	A	VV	異育支援	家庭訪問	10:30	11:00	0:30		
6	3	H23.1.1	C	WW	養育支援	カンファレンス	11:00	12:00	1:00		
7	4	H23.1.1	C	WW	その他(関連業務)	記録			0:00		
8	5	H23.1.1	B	XX	日常生活支援	家庭訪問	14:00	15:00	1:00		
9	6	H23.1.1	B	YY	日常生活支援	家庭訪問	15:00	16:00	1:00		
10	7	H23.1.1	B	ZZ	日常生活支援	家庭訪問	16:00	17:00	1:00		
11	8								0:00		
12	9								0:00		

### 「調整」欄について

- 超過勤務等を管理するため、必要があれば使用する。
- 超過はプラス（赤字）、超過分の調整はマイナス（青字）で入力し 調整の目安とする。
- 行の増減をした時は、計算式に該当する行が含まれているか確認する。

### 日誌の提出について

- 課内で決裁を受け、3ヶ月ごとにメールにて援護課担当者あて提出する。
- メールで送る時は、「日誌」シートのデータを新しいファイルにコピーしてから送る。
  - ① シート名の上を右クリック。「移動またはコピー」を選択。
  - ② 移動先ブック名で「(新しいブック)」を選択。左下「コピーを作成」にチェック。「OK」。
  - ③ 名前をつけて保存で好きな場所に保存してください。

### 新しいシートにしたいとき（月が変わるとき）

- 「日誌」シートだけを増やすことはしないで、ファイルごとコピーして増やしてください。
- ※日誌のデータが記録票等にリンクされているので、要注意。

## (2) 「子ども支援員支援状況記録票」記入要領

### 内容、記入の方法

- 日誌のデータを元に、記録票にリンクしている。
- 「内容」が、リンクするシートと、リンクしないシートがあるので、使いやすい方を選択する。
- 「ここに日誌の番号を入力する」に番号を入力すると、日誌のデータが反映される。
- 直接入力もできる。
- 「所要時間」（実際に支援に要した時間）、「同席・同行者」はリンクがないのでその都度入力する。
- 記入後、課内で決裁を受ける。

### 「支援状況記録票」の保存

※記録票は別ファイルに保存する（このファイル上には保存しない）。

- ① 列A～ACを選択し、コピーする。
  - ② シート「保存用」のA1セル（子ども支援員支援状況記録票）をクリック。Enter。
  - ③ 「コピーまたは移動先のセルの内容を置き換えますか」→はい
  - ④ シート名の上を右クリック。「移動またはコピー」を選択。
  - ⑤ 移動先ブック名で「（新しいブック）」を選択。左下「コピーを作成」にチェック。「OK」。
  - ⑥ 名前をつけて保存で好きな場所に保存してください。
- 次に入力する時は内容欄を消して（上書きでも可）入力する

## (3) 「子ども支援員継続記録票（継続紙）」記入要領

### 内容、記入の方法

- 一人につき1シートとする。原本シートを人数分コピーして増やす。
- 「児童名」を入力する（リンクなし）。
- 日誌のデータを元に、記録票にリンクしている。
- 「ここに日誌の番号を入力する」に番号を入力すると、日誌のデータが反映される。
- 直接入力もできる。

### 記録の保存

- ① 記入してある行を選択し、コピーする。
- ② 表の上で右クリックし、「形式を選択して貼り付け」→「値」→「OK」

### 印刷

- 印刷したいセルを選択し、「印刷範囲の設定」で設定してから印刷する。

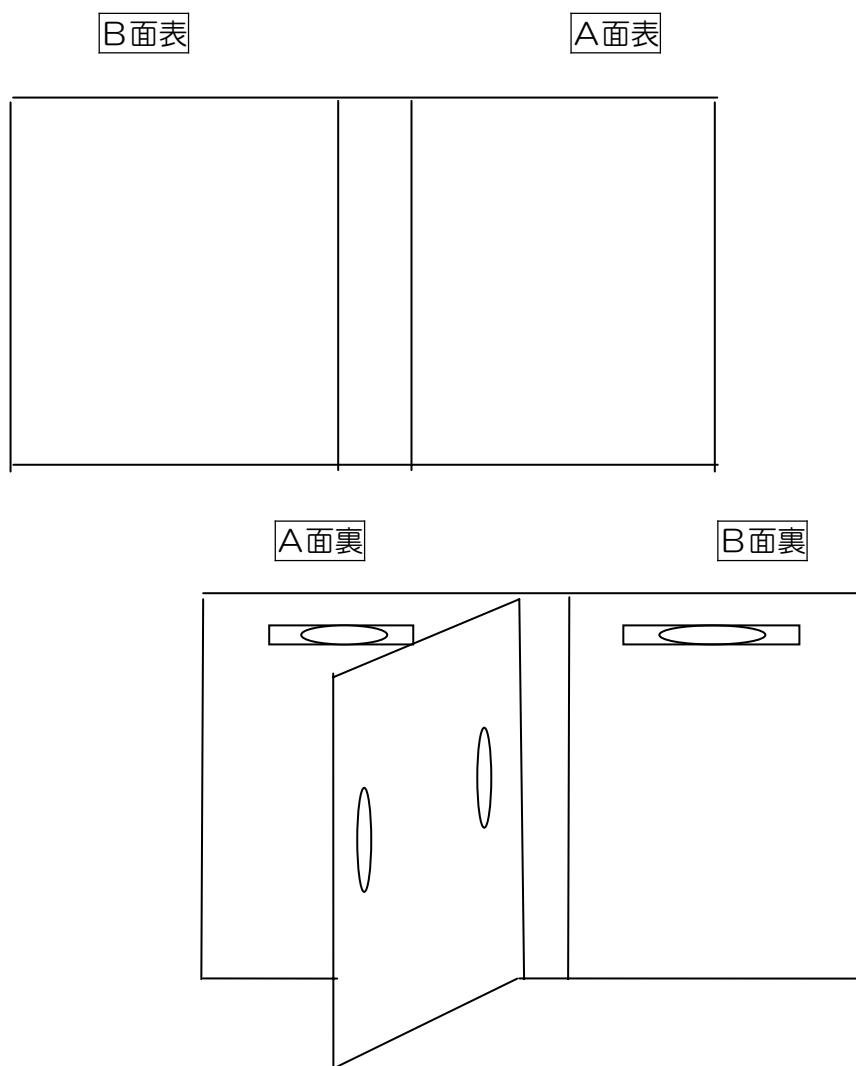
### 月が変わって日誌が別ファイルになったときは

- <1>継続紙も新しいものに変える
- <2>前のデータをコピーして移す
  - ① 新しい月のファイルの継続紙（原本）をコピーして対象者のシートを作る。
  - ② 前のデータをコピーして、新しいシートに「形式を選択して貼り付け」「値」で貼り付ける。

#### (4) ケースファイルの綴り方について

- ① 色はグリーン
- ② 3枚綴りの形態
- ③基本は支援対象児ごとに個別ファイルを作成することとするが、世帯の状況や支援内容により、世帯ごとに作成した方がよいと思われる場合は世帯ごとに作成する。
- ④書類の綴り方

世帯のケースファイル（ブルーのビニール、以下「世帯ファイル」という。）と同様に、A面左は「保護台帳」（写し）、A面右は「援助方針」（世帯ファイルにある方針の写し）と「支援会議提出票」（裏に「支援課題整理票」）、B面左が資料と「継続記録票」、B面右が「新規ケース記録票」（世帯ファイルにある14頁の写し）と「支援状況記録票」





## 子ども支援員支援状況記録票

児童名：

日時	年 月 日( )	～	所要時間	分	
支援・業務区分		同席・ 同行者	<input type="checkbox"/> CW	<input type="checkbox"/> 町村	<input type="checkbox"/> 児相
支援方法・業務					
【内容】					
【結果】					
次回支援予定日					
支援予定内容					
〔備考〕					

課長	査察指導員	地区担当員	支援員



ケース会議提出票

開催日： 年 月 日

児童名	男・女	年齢	歳	乳・幼(少・中・長)	小・中・高・その他( )	年)
支援区分	日常生活支援 養育支援 教育支援 就業支援 その他支援( )					
関連機関	役場 保育所 児相 学校 教育委員会 民生委員 主任児童委員 その他( )					
【現況・提出理由】						
【保護者の状態】 両親 母子 父子 祖父母子 その他( ) DV関係：有無 健康面(良 通院治療中～病名 ) 身体障害等有無(視・聴・言・認知)その他～ )						
【子どもの状態】 心的状況(概ね良好、情緒不安定、遅滞の疑い、発達障害の疑い、精神科、その他～ ) 身体状況(健康 虚弱 肢体不自由 視覚 聴覚 言語 てんかん その他～ ) 持病等( ) 親子関係(安定 不安定～我儘 甘えが強い 依存的 緊張関係 反抗的 その他～ ) 同胞関係(良 悪い 無関心 同胞なし その他～ ) 対人関係(良好 苦手 寡黙 その他 ～ ) 保育所・学校関係(良好 休みがち 遅刻多い 不登校) 特記事項( )						
【検討内容】						
【支援方針】				【CWの役割】		
				【子ども支援員の役割】		
【訪問等次回予定】 年 月 頃						
【備考】						

次回検討日 平成 年 月 頃
-------------------

課長	査察指導員	地区担当員	支援員

資料 3

子ども支援員活動の手引き





「子ども支援員活動の手引き」作成メンバー（建制順）

- |             |   |
|-------------|---|
| ○生活援護課      | 大澤 弘美（H22）田中 道子（H23）<br>長谷部慶章（H24～）     |
| ○平塚保健福祉事務所  | 宮澤 恭子（H22～）                             |
| ○鎌倉保健福祉事務所  | 三上 雅夫（H22～）                             |
| ○茅ヶ崎保健福祉事務所 | 菅原 暖子（H22～23）豊田 あや（H24～）                |
| ○小田原保健福祉事務所 | 佐藤 文子（H22～24）玉邑 恵子（H25～）<br>穂坂 恭子（H25～） |
| ○厚木保健福祉事務所  | マイラーズ友美（H22～）                           |
| ○足柄上保健福祉事務所 | 相原 幸子（H22～）                             |

